

平成19年12月3日
午前10時11分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(29名)

1番	佐藤博	2番	武田正樹
3番	小坂井実	4番	佐藤高清
5番	立松新治	6番	山本芳照
7番	村井邦彦	8番	新田達也
9番	渡邊昶	10番	伊藤正信
11番	栗田和昌	12番	杉浦敏
13番	炭竈ふく代	14番	三浦義美
15番	浅井葉子	16番	中山金一
17番	前田勝幸	18番	安井光子
19番	佐藤良行	20番	高橋和夫
21番	立松一彦	23番	高橋清春
24番	木下道郎	25番	宇佐美肇
26番	久保文哉	27番	黒宮喜四美
28番	四方利男	29番	大原功
32番	三宮十五郎		

2. 欠席議員は次のとおりである(2名)

22番	水野博	31番	原沢久志
-----	-----	-----	------

3. 会議録署名議員

5番	立松新治	6番	山本芳照
----	------	----	------

4. 欠員(1名)30番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教育長	池田俊弘	総務部長	北岡勤
民生部長兼 福祉事務所長	大木博雄	開発部長	横井昌明
十四山総合福祉 センター所長	平野雄二	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
十四山支所長	平野瞳	十四山スポーツ センター館長	平野茂雄
総務部次長兼 税務課長	佐藤忠	民生部次長兼 市民課長	加藤芳二

開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早 川 誠	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	服 部 昭 男
教 育 部 次 長 兼 函 書 館 長	高 橋 忠	監 査 委 員 長 事 務 局 長	加 藤 重 幸
総 務 課 長	佐 藤 勝 義	企 画 情 報 課 長	村 瀬 美 樹
管 財 課 長	渡 辺 安 彦	防 災 安 全 課 長	服 部 正 治
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	環 境 課 長	久 野 一 美
健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘	福 祉 課 長	横 井 貞 夫
介 護 高 齡 課 長	佐 野 隆	児 童 課 長	山 田 英 夫
商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司	土 木 課 長	三 輪 眞 士
都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
教 育 課 長	前 野 幸 代	社 会 教 育 課 長	水 野 進

6．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	岩 田 繁 樹		

7．議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第52号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第53号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第55号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 日程第8 | 議案第56号 弥富市立学校設置条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第57号 弥富市運動広場条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第58号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第59号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第60号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第61号 弥富市老人医療費支給条例の廃止について |
| 日程第14 | 議案第62号 弥富市障害者医療費支給条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第63号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第64号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について |

- 日程第17 議案第65号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第18 議案第66号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第67号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第68号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について

~~~~~

午前10時11分 開会

議長（宇佐美 肇君） ただいまより平成19年第4回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（宇佐美 肇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

議長（宇佐美 肇君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第4回弥富市議会定例会の会期を本日から21日までの19日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から21日までの19日間と決定いたします。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

議長（宇佐美 肇君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。
以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第52号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

日程第5 議案第53号 弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第54号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第55号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第8 議案第56号 弥富市立学校設置条例の一部改正について

日程第9 議案第57号 弥富市運動広場条例の一部改正について

- 日程第10 議案第58号 弥富市総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第11 議案第59号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第13 議案第61号 弥富市老人医療費支給条例の廃止について
- 日程第14 議案第62号 弥富市障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第15 議案第63号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第16 議案第64号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第17 議案第65号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第18 議案第66号 平成19年度弥富市一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第67号 平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第68号 平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算について

議長（宇佐美 肇君） この際、日程第4、議案第52号から日程第20、議案第68号まで、以上17件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成19年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めてお忙しい中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに提案申し上げ、御審議いただきます議案は、条例議案12件、法定議決議案2件、予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第52号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定につきましては、市議会の議員及び市長の選挙において選挙公報を発行するため条例を制定するものであります。

次に、議案第53号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正につきましては、財団法人愛知県市町村振興協会に職員を派遣するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第54号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員に支給される地域手当との均衡を図るため、地域手当の支給率を改正するものであります。

次に、議案第55号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少に伴い、同組合規約中の関係規定の変更につきまして、協議を求められましたので、地方自治法第290条の規定

に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第56号弥富市立学校設置条例の一部改正につきましては、弥富中学校を移転するため所在地番の改正をするものであります。

次に、議案第57号弥富市運動広場条例の一部改正につきましては、おみよしテニスコートを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号弥富市総合福祉センターの条例の一部改正につきましては、ゲートボール場としての使用目的を改めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第59号弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正につきましては、愛知県福祉医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、受給資格者の優先順位を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第60号弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正につきましては、老人保健法の一部改正に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第61号弥富市老人医療費支給条例の廃止につきましては、愛知県福祉医療費支給事業補助金交付要綱中、老人医療費支給に関する規定が廃止されたため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第62号弥富市障害者医療費支給条例の一部改正につきましては、老人保健法の一部改正に伴い、条文整備のため条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正につきましては、愛知県福祉医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、通院にかかる精神障害者医療の現物給付を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第64号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税法の一部改正に伴い、65歳以上の年金受給者についての国民健康保険税を年金から天引きするため、条例の一部を改正するものであります。

次に議案第65号愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、市町村合併による地方公共団体の数の減少に伴い、同組合規約中の関係規定の変更につきまして協議を求められましたので、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第66号平成19年度弥富市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ1,195万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を141億8,086万5,000円とするものであります。歳出の主な内容といたしましては、民生費におきましては他市町村に入所されている児童に対する保育所運営費委託料2,000万円、前年度生活保護者への額の清算に伴う国、県への返還金1,117万6,000円を計上するものでございます。消防費におきましては、同報無線整備工事が入札により工事請負費の確定に伴い、7,718万7,000円を減額するものであります。

教育費におきましては、弥富北中学校校舎駐輪場整備等工事請負費1,800万円を計上するものでございます。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては使用料及び手数料として600万円、国庫支出金594万円、諸収入546万円等を増額計上いたす一方、基金繰入金954万5,000円を減額いたすものでございます。

次に議案第67号平成19年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、一般被保険者及び退職者被保険者等、高額医療費の伸びに伴い、1,500万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を39億5,763万6,000円とするものであります。

次に議案第68号平成19年度弥富市介護保険特別会計補正予算につきましては、特定入所者、介護サービス利用者の増によりまして、歳出予算科目の組みかえをするものであります。

以上提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。  
議長（宇佐美 肇君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。  
総務課長（佐藤勝義君） 議案第52号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について、説明申し上げます。

まず初めに第2条ですが、議会の議員及び市長の選挙において、選挙管理委員会は選挙公報を1回発行しなければならないことを定めるものでございます。

次に第3条ですが、候補者は選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、選挙の期日の告示の日に選挙管理委員会に文書で申請しなければならないことなどを定めるものでございます。

次に第4条ですが、選挙管理委員会は候補者から申請があった掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならないこと、候補者の掲載の順序は選挙管理委員会がくじで定めること等を定めるものでございます。

次に第5条ですが、選挙公報は各世帯に対して選挙の期日の前日までに配布することを定めるものでございます。

次に第6条ですが、選挙公報の発行を中止する場合について定めるものでございます。

最後に附則、これにつきましては施行期日と適用区分について定める規定ですが、この条例はこの条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用するものでございます。

議案第53号弥富市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

まず初めに第2条ですが、職員を派遣することができる公益法人等に共同研修期間として設置された財団法人愛知県市町村振興協会を加えるものでございます。

次に第4条、第5条及び第7条ですが、地方公務員法第57条に規定する職員の呼称を単純

労務職員から技能労務職員に改めることに伴う条文の整備でございます。

最後に附則、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

議案第54号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

まず初めに第13条の2ですが、地域手当の支給率を100分の8から100分の3に改めるものでございます。

続いて附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年4月1日から施行するものでございます。

最後に附則第2項、これは経過措置について定める規定ですが、地域手当の支給率について、平成22年3月31日までの間、100分の3を100分の8を超えない範囲内で市長が定める割合とするものでございます。

議案第55号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、説明申し上げます。

まず初めに別表第1及び別表第2ですが、退職手当組合から音羽町、御津町及び宝飯南部学校給食組合を脱退させ、規約を変更するものでございます。

続いて附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、平成20年1月15日から施行するものでございます。

最後に附則第2項、これは経過措置について定める規定ですが、この規約の施行の際、現在に在職する議員はその任期が満了するまでの間在任することを定めるものでございます。以上でございます。

教育課長（前野幸代君） 議案第56号弥富市立学校設置条例の一部改正について、御説明申し上げます。

この改正は弥富中学校を来年1月1日から平島町西新田1244番地4から、鎌島七丁目52番地2に移転をするため住所を定める必要があり、改正をするものでございます。以上でございます。

社会教育課長（水野進君） 議案第57号弥富市運動広場条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。今回の改正は、弥富中学校の移転に伴い、現在のテニスコートを一般開放するため改正するものであります。

名称をおみよしテニスコートとし、別表第1号の表中に加える、別表第2号の表中、水明テニスコート、二葉テニスコートを水明テニスコートに改める、附則、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

総合福祉センター所長（服部昭男君） 議案第58号弥富市総合福祉センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

総合福祉センター条例の別表中でございますが、ゲートボール場という表示をなくし、一般のコミュニティー広場という感じで表示するものでございます。

附則といたしましては、この条例は平成20年1月1日から施行する、以上でございます。保険年金課長（佐野 隆君） それでは議案第59号について、弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について、御説明申し上げます。

この改正は、題名を弥富市乳幼児等医療費支給条例から弥富市子ども医療費支給条例に改め、本則中における乳幼児等を子どもに改める改正であります。

また第2条第2項の改正については、他の福祉医療受給資格者との優先順位を変更する改正であります。

また第2条の2第1項の改正については、障害者自立支援法の改正に伴う条文整備でございます。

附則、この条例は、20年4月1日から施行する、ただし、第2条の2第1項の規定は公布の日から施行するという改正でございます。

また、この2項でございますが、この条例、前項ただし書に規定する改正規定に限る、による改正後の弥富市乳幼児等医療費支給条例の規定は、18年10月1日から適用する改正でございます。

議案第60号でございますが、弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について、説明申し上げます。

第2条第2項、これは受給資格者の除外規定でございますが、この2号規定中において、老人保健法の改正に伴い条文整備をするものであります。

また同項第4号中の乳幼児等医療費支給条例に規定する乳幼児等を削る改正でございます。

それから、第2条の2第1項の改正につきましては、障害者自立支援法の改正に伴う条文整備でございます。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する、ただし、第2条の2第1項の改正規定は公布の日から施行する、2、この条例による改正後の第2条の2第1項の規定は、平成18年10月1日から適用する。

続きまして、議案第61号でございますが、弥富市老人医療費支給条例の廃止について御説明させていただきます。

これにつきましては、愛知県福祉医療費支給事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、弥富市老人医療費支給条例を廃止するものでございます。

附則、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

続きまして、議案第62号について、御説明申し上げます。弥富市障害者医療費支給条例の一部改正についてでございますが、これにつきましては第2条の2項、これは受給資格者の

除外規定でございます。この2号中において老人保健法の改正に伴い、条文の整備をするものです。

また第3号の乳幼児医療費支給条例に規定する乳幼児規定を削り、第4号を第3号に繰り上げる改正でございます。

それから、第2条の2第1項においては、障害者自立支援法の改正に伴う条文整備でございます。

附則、この条例は、20年4月1日から施行する、ただし、2条の2第1項の改正規定は公布の日から施行する、2、この条例による改正後の第2条の2第1項の規定は、平成18年10月1日から適用する。

議案第63号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、説明させていただきます。

2枚はねていただきまして、改正要点をつけさせていただきました。改正要点の方で説明させていただきます。

第2条、受給資格者でございます。第1項は本市の区域内に住所を有している期間要件を廃止するものであります。第2項の第1号でございますが、老人保健法及び老人保健法施行令の改正により、条文を高齢者の医療の確保に関する法律及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令とする条文整備でございます。

第2項第3号は条文整備でございます。

第2条の2第1項、住所地特例でございますが、障害者自立支援法の改正に伴う条文整備でございます。

第3条、支給の範囲でございます。障害者医療費の支給の範囲を精神障害者医療費受給者証の交付を受けたものとして、医療費支給の範囲を明確にするため、通院医療費については、精神通院医療、入院医療については精神病床への入院治療に限るとする改正でございます。

第4条でございますが、受給者証でございます。第1項でございますけれども、精神障害者医療費の支給を受けようとするものは、申請により精神障害者医療費受給者証の交付を受けなければならないとする規定でございます。

第2項でございますが、通院医療による医療費の支給を受けようとする場合は、医療機関に受給者証を提示しなければならないとする規定でございます。

第4条の2、支給の方法でございますけれども、第1項では、市長は受給者が通院医療を受けた場合、支給すべき額を限度にその費用を受給者にかわって当該医療機関等に支払うことができるとする規定でございます。このくだりが現物給付ということでございます。

第2項でございますが、これは通院医療費の支給のみなし規定でございます。

第3項でございますが、市長は、受給者が入院医療を受けた場合は、申請により支給すべ

き額を限度にその費用を受給者に支払うものとする規定でありまして、入院につきましては従来どおり償還払いとする規定でございます。

第5条でございますが、届出の義務でございます。第1項でございますけれども、届出事項を定める規定でございます。

第2項については、受給資格者でなくなったときの受給者証の返還を定める規定であります。

第6条は報告のものでありまして条文整備でございます。

第7条については、損害賠償との調整でございます、条文整備です。

附則、1、この条例は、平成20年4月から施行する、ただし、第2条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する、2、この条例による改正後の第2条の2第1項の規定は、平成18年10月1日から適用する。

議案第64号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明させていただきます。

3枚はねていただきまして、改正要点を付さしていただきました。改正要点によりまして御説明申し上げます。

第3条、国民健康保険の被保険者にかかる所得割から、第9条納期までは主に条文整備が中心になっておりますので、第9条の徴収の方法から御説明させていただきます。

第9条、徴収の方法、国民健康保険税は特別徴収の方法を除くほか、普通徴収の方法によって徴収するものとする規定でありまして、ここで初めて特別徴収という言葉が出てまいります。

第12条、特別徴収でございますが、第1項、特別徴収の方法によって、国民健康保険税を徴収する者、特別徴収対象被保険者でございますが、を定める規定でございます。

第2項、当該年度の4月2日から8月1日までに特別徴収対象被保険者となった場合は、特別徴収の方法によって徴収することができるとする規定でございます。

第13条、特別徴収義務者の指定等ではありますが、これは特別徴収義務者は年金保険者とする規定であります。

第14条、特別徴収税額の納入の義務等でございますけれども、特別徴収義務者は徴収した支払回数割保険税額を翌月の10日までに納入しなければならないとする規定でございます。

1枚はねていただきまして第15条でございますが、被保険者資格喪失等の場合の通知等でございますけれども、被保険者の資格喪失等の場合の通知等を年金保険者が受けた場合の徴収した支払い回数割保険税額を納入する義務を負わないとする規定と、この場合の年金保険者のすべき通知を定めた規定であります。

第16条、すでに特別徴収対象保険者であった者にかかる仮徴収でございますが、第1項、前年度の10月1日から3月31日までの間に特別徴収されていた特別徴収対象被保険者につい

ての当該年度の9月30日までの当該支払い回数割保険税の特別徴収額は、前年度の最後に行われた特別徴収年金給付の支払いにかかる支払い回数割保険税額とする規定でありまして、前年度の最後というのは、通常2月に支払われた年金ということになります。

第2項でございますが、前項の特別徴収対象被保険者において、6月1日から9月30日までの仮徴収額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、前項の規定にかかわらず所得の状況その他の事情を勘案して、市長が定める額を特別徴収の方法によって徴収することができるとする規定でありまして、前項の2月の特別徴収された額ではなく、特別な事情のあるものについては市長が定めるということになります。

第17条、新たに特別徴収対象保険者となった者にかかる仮徴収でございますが、新たに特別徴収対象被保険者になった者にかかる仮徴収の期間と、仮徴収の額を定める規定でありまして、第1号におきましては、当該年度の初日に属する年の4月2日から8月1日までの間に特別徴収対象被保険者になった者で、特別徴収の方法によって徴収が行われなかった者、または前年の8月2日から10月1日までの間に、特別徴収対象者になった者、この方々については当該年度から9月30日までの間は仮徴収ということになります。

それから第2号でございますが、当該年度の初日の属する年の、前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者になった者、この方々については当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間ということになります。

それから第3号につきましては、当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者になった方々につきましては、当該年度の初日に属する年の8月1日から9月30日までの間が仮徴収の期間となります。

第18条、普通徴収税額への繰り入れでございますが、特別徴収の方法により徴収されなくなった場合において、その後の特別徴収すべき相当額を普通徴収によって徴収するものとする規定であります。特別徴収後は普通徴収に変わるというものでございます。

第2項、すでに特別徴収した額に過納または誤納にかかる額がある場合、当該特別徴収対象者の未納にかかる徴収金があるときは、未納にかかる徴収金に充当するという規定でございます。

附則第2項、第3項、第4項、第7項、第9項、第12項、第14項、第15項及び第16項については条文整備でございます。

附則、この条例は平成20年4月1日から施行する、ただし、附則第4項、第5項の規定については公布の日から施行する。

適用区分でございますが、次項の定めるものを除き、改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は平成20年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるということでございます。

3、新条例第17条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するということでございます。

それから経過措置でございますが、この4項については、平成19年10月1日において、高齢等年金給付の支払いを受けている65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主については、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの間に特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、それぞれの支払いにかかる支払い回数割保険税額の見込み額を特別徴収の方法によって徴収することができるとする規定です。

5項につきましては、この支払い回数割国民健康保険税の見込み額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成19年度分の国民健康保険税に相当する額を平成20年度における支払い回数割りで除して得た額とする規定でございます。

議案第65号でございます、愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、御説明させていただきます。

1枚はねていただきまして、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。別表第2中、音羽町、小坂井町、御津町を小坂井町に改める。

附則、この規約は平成20年1月15日から施行するというので、この変更は豊川市と音羽町、御津町が合併することに伴い、別表2の選挙区分表12中、構成市町村が豊川市、蒲郡市、小坂井町となるための変更でございます。以上でございます。

議長（宇佐美 肇君） お諮りします。

本案17件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（宇佐美 肇君） 異議なしと認めます。

よって、本案17件は継続議会で審議することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~  
午前10時44分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 宇佐美 肇

同 議員 立 松 新 治

同 議員 山 本 芳 照